

帯広市公用車広告掲出要領

(趣旨)

第1条 帯広市が管理する公用車(以下「公用車」という。)に掲出する広告の募集及び掲出に関して必要な事項は、帯広市広告掲載要綱(平成19年4月1日制定。以下「要綱」という。)及び帯広市広告掲載基準(平成19年4月1日制定。以下「基準」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(広告掲出の車両等)

第2条 広告を掲出する公用車は、災害・工事等に占用するものを除き、原則として、一月における開庁日の8割の日数を稼働するもので、市が指定するものとする。

2 広告の掲出位置、規格及び掲出料は、別表に定めるとおりとする。

(広告掲出の基準)

第3条 要綱第4条第2項各号のいずれかに該当する広告又は基準第4条各号のいずれかに該当する業種若しくは事業者に係る広告のほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、公用車に掲出しない。

- (1) 交通事故の誘発又は交通安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 公用車の運行上の支障となるおそれがあるもの
- (3) 会社名又は商品名を著しく繰り返すもの
- (4) 絵柄、文字等が過密であるもの
- (5) 意味なく身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性が劣るもの又は意味不明なもの

(広告掲出の期間)

第4条 広告掲出の期間は、当該年度末までの期間において、月単位で設定するものとする。

2 前項の期間には、広告掲出及び撤去の作業並びに法令等の規定に基づく当該車両の点検整備に係る期間を含むものとする。

3 広告掲出は、原則として、月の初日に開始し、月の末日に終了するものとする。ただし、広告掲出を開始する日(以下「広告掲出開始日」という。)又は終了する日(以下「広告掲出終了日」という。)が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「市の休日」という。)に当たる場合の広告掲出開始日は市の休日の翌日とし、広告掲出終了日は市の休日の前日とする。

(広告掲出の募集)

第5条 広告の募集の時期は、毎年2月とする。ただし、必要に応じて、随時募集を行うことができるものとする。

2 広告の募集に応募することができる対象者は、原則として帯広市内に本店又は支店及び営業所等がある企業等又は自営業者とする。

(広告掲出の申込み)

第6条 広告掲出の申込みは、帯広市公用車広告掲出申込書(様式第1号)に広告の原稿、図面等を添えて行うものとする。

2 広告掲出希望者は、基準第4条第8号コに該当しないことを証明するために、市税完納証明又は税情報確認承諾書(様式第2号)を提出するものとする。

(広告掲出の決定等)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、この要領に規定する広告の掲出基準、規格等に照らし掲出の適否を審査の上、広告掲出の可否を決定し、帯広市公用車広告

掲出決定通知書（様式第3号）又は帯広市公用車広告掲出不決定通知書（様式第4号）により、広告掲出希望者に通知するものとする。

2 市長は前条の規定による申込みのうち要綱、基準及びこの要領に適合する広告が募集する広告の枠数を超える場合は、掲出期間が長期である広告掲出希望者に係るものを優先して選定することができる。

3 前項の規定により選定した広告がなお募集する広告の枠数を超える場合は、抽選により選定するものとする。ただし、抽選に先立って広告掲出希望者と調整を行うことができる。

4 市長は、広告掲出の決定を受けた広告掲出希望者（以下「広告主」という。）から、要綱第9条第2項に規定する承諾書（様式第5号）を徴取するものとする。

（広告物の形状及び材質等）

第8条 広告は、広告内容を表示したカッティングフィルム等の特殊フィルム（以下「広告物」という。）の貼付によるものとし、車体塗装を行ってはならない。

2 前項の広告物は、広告掲出の期間内における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材質としなければならない。

（広告の作成等）

第9条 広告の作成は、広告主の責任で行うものとし、その費用の全てを広告主が負担するものとする。広告掲出及び撤去の費用についても同様とする。

2 市は、広告掲出前に、当該広告が要綱、基準及びこの要領に適合していることを確認するものとする。

3 広告主は、広告掲出及び撤去の作業に当たっては、公用車の運行に支障が生じないよう事前に市と日程等の協議を行い、市の指示に従うものとする。

4 広告掲出及び撤去の作業において、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損又は破損したときは、当該広告の広告主が費用を負担して当該公用車を現状回復するものとする。

5 天災・暴動その他の不可抗力による場合を除き、広告掲出の期間内に市の責任において広告が毀損又は破損したときは、市が費用を負担して修理をするものとする。

（広告掲出料の納付）

第10条 広告主は、帯広市公用車広告掲出決定通知書の受理後、市長が指定する納付期限までに、市が発行する納付書により別表に定める広告掲出料を一括納付しなければならない。

（広告掲出者の責任）

第11条 広告主は、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

（広告内容の変更）

第12条 広告主は、広告掲出の期間内に当該広告の内容を変更する場合は、事前に市に対し変更する広告の原稿、図面等を提出し承認を受けなければならない。

（広告掲出の取消し等）

第13条 市長は、要綱第10条各号のいずれかに該当して広告掲出の決定を取り消したときは、掲出した広告を撤去し、又は広告掲出を一時中止するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲出を取り消したときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

（広告掲出の取下げ）

第14条 広告主は、自己の都合により広告掲出を取り下げることができる。

2 広告主は、広告掲出の期間内に広告掲出を取り下げるときは、事前に市長に対し帯広市公用車広告掲出取下書（様式第6号）を提出しなければならない。

(広告掲出料の返還等)

第15条 市は、広告掲出の決定後、広告掲出開始日の前日までに、要綱第12条ただし書の規定により広告掲出を取り消したときは、広告主から納付された広告掲出料の全額を、当該広告主に返還するものとする。

2 市は、広告掲出期間中に、要綱第12条ただし書の規定により広告掲出を中止したときは、広告主から納付された広告掲出料を掲出できなかった期間に応じて、当該広告主に返還するものとする。

3 前項の場合において、返還する額は、広告掲出を中止した日が月の15日以前の場合は当該日の属する月から、月の16日以後の場合は当該日の属する月の翌月から広告掲出予定終了日の属する月までを月割り計算して積算した額とする。

4 第1項及び第2項の規定により返還する広告掲出料には利子を付さない。

(協議)

第16条 要綱、基準及びこの要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、公用車への広告掲出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年6月5日から施行する。

(令和元年9月30日までの間の1か月当たりの広告掲出料)

2 令和元年9月30日までの間の1か月当たりの広告掲出料は、第2条の規定にかかわらず、2,160円とする。

(令和元年度における広告の募集の時期)

3 令和元年度における広告に限り、第5条第1項の規定中「2月」とあるのは「6月」とする。

附 則 (令和2年3月6日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

広告掲出位置	規格	広告掲出料 (税込)	
		1か月当たり	1年当たり
1台につき2カ所 前部両側ドア	A3サイズ 縦 297mm 横 420mm	2,200円	26,400円